平成25年第10回

おおい町農業委員会議事録 (縦覧用)

おおい町農業委員会 (平成25年12月25日) 召集年月日 平成25年12月25日(水) 召集の場所 おおい町役場 2階 正庁

開会平成25年12月25日午前10時00分閉会平成25年12月25日午前11時06分

出席委員

1番	山本 修	2番	松宮利廣	3番	小原好一
4番	西 忠彦(会	長) 5番	中川啓二	6番	福井明美
7番	寺本清二	8番	中嶋義男	9番	小川宗一
10番	渡辺俊策	11番	東 茂正	12番	木村正行
14番	石橋高志	16番	猿橋 巧	17番	小間美也子
18番	吉岡靖夫	19番	藤原義隆		
21番	田中廣(職	務代理)		22番	大下利男
欠席委員	(3名)				
13番	山下大三郎	15番	粟谷善一	20番	小畑信幸

出席事務局

事務局長 反田志郎 次長 奥 治房 書記 竹浦千鶴

提出議案

議案第33号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権 移転許可申請審議について

議案第34号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定 による農地利用集積計画審議について

報告第 8号 事業計画書について

事務局長 皆さんご苦労様です。

ただ今から、平成25年 第10回おおい町農業委員会 を開催いたします。

本日の日程についてご案内をさせていただきます前に、 13番山下委員、15番粟谷委員、20番小畑委員から欠 席の連絡を受けております。

本日の議案は、あらかじめ届けさせていただいております2議案を予定しておりますのでよろしくお願いいたします。

開会にあたりまして、会長から、開会のあいさつをいただきたいと存じます。

会長、よろしくお願いいたします。

会 長

本日は、平成25年 第10回おおい町農業委員会を招集させて頂きましたところ、皆様方には、年末の何かとお忙しい中、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。

冬のオリンピックに向けてカーリング女子が出場を決めるなど朗報が続く反面、東京オリンピックのお膝元の東京都知事の迷走ぶりに、予想した通りの辞任発表となり、2月に都知事選となるようですが、おおい町におきましても3月に町長選を迎えるわけですが、私たち農業委員は、特別職の地方公務員ですので農業委員の地位を利用した選挙運動はできませんが、立候補はできますのでお知らせしておきます。

平成25年も残すところあとわずかとなりました。より 良い新年が迎えられますようご祈念申し上げます。

ここのところ、農業の問題も厳しい状態が続いていまして、先日、東京に行き、県選出国会議員との懇談会があり、いろいろ話がありまた。TPP問題も、年内物別れとなりましたが、おそらくこの先、非常に厳しい状態となるのではないかと予想しております。5品目も縮小される日が、そう遠くない日にやってくるのではないでしょうか。それでなくても、現実は、高齢化や後継者問題、獣害問題に悩まされておりまして、委員さんのますますのご協力をお願いします。

委員会前に、おおい町農業経営審査委員会がありまして、 ○○○○の認定がありました。若い人が農業に携わってく れることは、うれしいことだと感じました。

それでは、本日上程の2議案と報告事項1件、慎重審議 いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議 長 それではただ今から議事に入ります。

本日の出席委員は、19名でございます。よって会議 規則第6条の規定により会議が成立いたしますので、お手元

の会議日程に基づいて会議を進めさせて頂きます。

議 長 日程1 会議録署名委員の指名についてでありますが、恒 例により、わたしのほうから指名させていただいてよろしい でしょうか。

(異議なし)

- 議 長 それでは、5番 中川委員さん と 6番 福井委員さんを 指名いたします。
- 議 長 日程2 議案第33号 農地法第3条第1項の規定による 農地の所有権移転許可申請審議について、を議題とします。 それでは、議案の内容について事務局が説明致します。
- 局 長 はい、議長。

議案第33号は、おおい町〇〇の〇〇〇〇氏の農地を同じく〇〇の〇〇〇〇氏が売買により取得するものであります。

詳細については、書記の竹浦に説明させます。

書記(竹浦) はい、議長

(事務局書記、議案第33号資料説明)

この申請につきましては、農地法第3条第2項各号には 該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考え ます。

- 議 長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につき まして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、 農地委員さんからご報告願います。
- 小原委員 はい、議長

本案の現地につきましては、18日の午前9時30分から中嶋委員と私と事務局2名同行のもと、現地と譲受人の耕作地、農舎も確認してまいりましたが、しっかりと手入れされており、問題ないものと判断いたします。

- 議 長 事務局からの説明と、ただ今、農地委員さんからご報告が ございましたが、それでは、議案第33号につきまして、何 かご意見、ご質問ございませんか。
- 議 長 ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございません か。

(異議なし)

- 議 長 ご異議がないようでございますので、議案第33号 農地 法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議 については、原案どおり許可するものと決定します。
- 議長日程3 議案第34号 農業経営基盤強化促進法第18条 第1項の規定による農用地利用集積計画審議ついて を議題 とします。この案件は、おおい町長から同意を求められたも のであります。

議事に先立ちまして、おおい町農業委員会会議規則第10条(議事参与の制限)の規定により、〇番〇〇委員、〇番〇〇委員、〇番〇〇委員におかれましては、一時、席を外していただきますようお願いいたします。

(委員退席)

それでは、議案について事務局に説明させます。

局 長 はい、議長。

議案第34号は、農業経営基盤強化促進法第18条に基づく利用権を設定するものであり、おおい町農業委員会に同意を求めるものであります。詳細については、次長の奥に説明させます。

次 長 はい、議長

(事務局、議案朗読)

議案第34号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の 規定による農用地利用集積計画審議について説明させていた だきます。

いずれも始期は、平成26年1月1日からとなり、平成28年12月末までの3年間を終期に設定された筆が18筆で33、932㎡になります。

平成31年12月末までの6年間を終期に設定された筆が24筆で43,365㎡になります。

平成35年12月末までの10年間を終期に設定された筆が36筆で60, 279㎡になります。

借受地、借受人につきましては、効率的利用が図られ、農作業に常時従事が可能で、下限面積以上であり、地域調和も図られるなど、いずれの方も、農地法第3条第2項各号には該当せず、町が定めております「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に照らしましても、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件に つ きまして、農地委員さんに現地確認をして頂いており ます ので、農地委員さんからご報告願います。

中嶋委員 はい、議長

本案の現地につきましても、18日午前中、小原委員と私 と事務局で現地を確認してまいりました。

農用地利用集積計画は、再設定67筆、新規設定11筆で、時間の都合上、新規設定個所を中心に確認してまいりました。

確認しました現地の内、〇〇区では〇〇〇〇さんが、〇〇区では〇〇〇〇さんが新たに集積をされる計画となっております。それぞれが、中心となる経営体に向け、健全な農業経営に資することが期待されると感じました。

○○地区の新規個所を中心に確認してきましたが、全体には、秋起こしを済まされた圃場もあり、全て農地として利用されており、良好な状態でありましたことをここに報告いたします。

議長はい、ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告が ございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

渡辺委員 使用貸借権は、親子関係で成立するものではないのか。他 人の間でも成立するのか。問題ないのか。

奥次長 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用 地利用集積計画上、お金のやり取り米何表という物納でもっ て利用権を設定する行為については「賃貸借」とし、現金、 物納の契約なくして貸し借りを成立させる場合を「使用貸 借」として区分している。

議長 ご意見、ご質問がないようですが、何かご異議はございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようでございますので、議案第34号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画審議については、同意することといたします。これにて、議案第34号の審議が終了しましたので、〇〇委員さん、〇〇委員さん、〇〇委員さんの入室の準備を

お願いします。

(委員入室)

- 議長 続きまして、報告第8号 事業計画書について 事務局から説明をお願いします。
- 次 長 はい、議長

(事務局、議案朗読)

本人住宅は、〇〇橋を渡り、〇〇〇川を少し上った、住宅地図左手の一番上にあります。申請地までは、2~300メートル程度の距離に位置します。自宅近くの農舎を、〇〇の車庫にしたため、農舎が手狭となったことから、当地に農舎及び畑として使っていく計画であります。

報告第8号は、自己の農業用施設のための転用面積が、 200㎡未満で、床面積が90㎡以下の場合、農地転用、開発 行為ともに不要案件に該当します。

- 議 長 事務局からの説明と報告がありましたが、何かご意見、ご 質問ございませんか。
- 議 長 それでは、これをもちまして上程いたしました全ての日程 を終了いたします。
- 議 長 それでは、その他につきまして、事務局よりお願いいたし ます。

(事務局報告)

議 長 それではこれで、平成25年第10回の委員会を終了いた します。慎重審議ありがとうございました。